の②の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成20年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

② 事務所・庁舎、美術館、博物館、図書館、劇場、会議場又はこれらのいずれかを含む複合用途施設で、以下の㋐、㋑及び㋒の要件を満たす新築又は増築工事

㋐ 地下階数が１以上

㋑ 延べ面積が2,500㎡以上

㋒ 構造：鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート工法を含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

※複合用途施設にあっては、事務所・庁舎、美術館、博物館、図書館、劇場又は会議場の用途に係る部分の床面積が2,500㎡以上に限る。

上記①、②の基準を満たす工事について、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しを完了する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向け工事期間を延長した対応により、申請書及び資料の提出期限日までに完成しない、引渡ししない工事については、完成し、引渡しを完了した工事とみなすことができる。

⑹ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。

なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

① １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の配置予定技術者は、国家資格を有する主任技術者であること。

② 平成20年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす建築工事で元請としての経験（工期の１／２を超える連続した期間従事しているものに限る。）を有する者であること。ただし、当該経験が平成20年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号　国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする。

ただし、特定建設工事共同企業体である場合は代表者の監理技術者が、上記の条件を満たしていればよい。

上記②の基準を満たす工事について、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しを完了する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向け工事期間を延長した対応により、申請書及び資料の提出期限日までに完成しない、引渡ししない工事については、完成し、引渡しを完了した工事とみなすことができる。ただし、この場合においても、本件工事の実施においては当該主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要があり、このため、当該完成し、引渡しを完了したとみなすことができる工事については、開札の時までには完成し、引渡しを完了しておく必要がある（入札説明書参照）。

③ 平成20年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成20年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。（入札説明書参照）。

⑺ 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和２年10月１日から令和４年９月30日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照）。

⑼ 上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 提出された技術提案が適正であること。

３ 総合評価に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制

② 「鉄筋工事及び鉄骨工事における施工品質の向上に関する取組み（ただし、鉄筋工事及び鉄骨工事に関する取組みをそれぞれ１項目以上含めること。）」に係る具体的な技術提案